

鳥取縣公報

告示

◇鳥取縣告示第三百一號

農業委員会法（昭和二十六年法律第八十八号）第二十六條第二項の規定により鳥取県農業委員会の委員を選挙する選挙区及び当該選挙区において選挙すべき委員の数を次のように定める。

昭和二十六年七月五日

鳥取県知事 西尾 愛治

選挙区の名
称

選挙すべき委員数
区
域

第一区 六名 鳥取市、岩美郡、八頭郡、気高郡
の二町

第二区 四名 東伯郡の二町

第三区 五名 米子市、西伯郡、日野郡の二町

昭和二十六年七月五日
号
外 木曜日

本書ノ大きさハ國定規格A五判

鳥取縣公報 毎週 曜日発行（休日ニ當ル
火金 曜日発行（時ハ翌日））
昭和二十六年七月 五日
外日

（昭和四年四月十五日）
第三種郵便物認可
一